

Q. 自動車事故費用共済って どんな共済ですか？

A. 自動車事故のとき、あなた（+同乗者）のケガと死亡の補償はもちろん、事故（特に加害事故）の際に発生するさまざまな経済的負担から、あなたをお守りする県共済オリジナルの共済です。



対象となる運転者	
法人契約の場合	役員と従業員、及び届出運転者（2名まで登録できます）
個人事業者の場合	事業主と従業員、同居の家族、及び届出運転者（2名まで登録できます）
個人契約の場合	契約者と同居の家族、及び届出運転者（2名まで登録できます）

- ### 共済金をお支払いできない主な場合
- ★事故の原因が、共済契約者または運転者もしくは被害をうけた者の故意によるとき。
 - ★無免許で被共済自動車を運転中に事故を生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入院共済金。
 - ★酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により事故が生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入院共済金。
 - ★事故の原因が、戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事象によるとき。
 - ★事故の原因が、地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波によるとき。
 - ★原因のいかんを問わず、被共済者が頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。
 - ★正当な理由なく、事故発生後60日以内に事故の通知がなかったとき。
 - 車両事故共済金特約の場合
 - ★被共済自動車に存在する欠陥、磨滅、腐食、錆その他自然の消耗。
 - ★故障損害（偶然な外来の事故に直接起因しない被共済自動車の電氣的または機械的損害）。
 - ★法令等によって禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害。

- ### ご契約について
- お申し込み手続きは簡単です**
 - ご加入は、契約申込書に車のナンバー等必要事項をご記入とご押印のうえご提出ください。
 - 掛金と出資金（一口200円）を加入申込書にそえてご提出ください。
 - クーリングオフについて**
 - クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回）は、共済期間が1年以下のものに関しては対象外になります。自動車事故費用共済は、共済期間が1年となっております。クーリングオフの対象外となりますのでご注意ください。詳しくは「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」を必ずご覧ください。
 - 共済責任の開始日及び共済期間**
 - 年払の場合、共済掛金の払込みの日の翌日午前零時から1年間。
 - 口座振替の場合、振替日（毎月27日）の翌月1日の午前零時から1年間。
 - 右の場合はご連絡下さい**
 - 契約車両の入替をしたとき。
 - 2名までの届出運転者を変更する場合。
 - 契約者名義を変更する場合。

※共済契約のご加入に際して、ご提供いただく個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともにその安全管理に努めます。詳しくは「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」を必ずご覧ください。

- ### 商品内容・契約内容に関するお問い合わせ ※もし事故が起ったら
- 下記「お問い合わせ先」までご連絡ください。
- ### 自動車事故費用共済に関する相談・苦情・ご要望は
- 当組合への苦情・相談・ご要望は、☎055-235-7564(代表)までご連絡ください。【受付時間 平日9:00~17:00】
 - 当組合との間で問題が解決できない場合は、全日本火災共済協同組合連合会（日火連）中小企業共済相談受付センター ☎0120-511077 までご連絡ください。当組合および日火連の回答にご納得いただけない場合には、(株)日本共済協会 共済相談所 ☎03-5368-5757 にご相談いただくこともできます。【受付時間 9:00~17:00 但、土曜日、日曜日、祝日、年末・年始の休日は除く】

お問い合わせ お申し込みは、組合または信用組合、商工会へご連絡下さい。

山梨県火災共済協同組合
〒400-0032 甲府市中央1-12-37(IRIXビル3階)
TEL 055-235-7564

取扱代理所

不慮の事故の際に、経済的負担をサポート

自動車事故費用共済

- 任意保険や、自賠責保険とは関係なくお支払いします
- 共済金は、契約者に直接お支払いします
- 共済金は、事故による経済的負担にお役立て頂けます



山梨県火災共済協同組合

まさかの交通事故の時あなたにお支払いします

任意保険に
プラスワン

もしものとき…お手頃な掛金でもうひとつの安心を!

ドライバーのあなた、もしもの時、自動車保険に入っているから安心と思いませんか?
もし、人身事故を起こしてしまったら……
人身事故で加害者となった場合に、お見舞い費用や、香典料など多額の自己負担が必要になる場合があります。万一のときあなたの経済的負担をサポートする共済、それが自動車事故費用共済です。

負傷者が契約者側か相手側かによって支払い内容が異なります

■契約者側が負傷した場合 (300万円限度に定額でのお支払い/共済金額 300万円契約の場合)

支払対象	支払共済金	
死亡の場合	300万円 (1事故につき) (事故日から180日以内に死亡した場合)	
後遺障害の場合	12万円~300万円 (1等級~14等級までに該当した) (等級割合での支給)	
入通院の場合	4,500円 × 入院日数	2,250円 × 通院日数 (負傷が複数の場合、1日の支払限度額 18,000円、支払限度日数 365日)
特約		
対物担保特約 (1事故につき)	30,000円 <small>他人の財物を破損・汚損・滅失させ、その損害額が2万円以上となったとき(1共済期間内に1回)</small>	車両事故共済特約 30,000円 <small>偶然な事故・盗難・自然災害(地震・噴火・津波を除く)などにより3万円以上の被害が生じたとき(1共済期間内に1回)</small>

■相手側が負傷した場合 (300万円限度に相手側に対し負担した実費/共済金額 300万円契約の場合)

支払対象	支払共済金
死亡の場合	30万円 【死亡臨時費用共済金】 を一時金として支給 (事故日から180日以内に死亡した場合)
後遺障害の場合	1等級~14等級までに該当した等級の支払額を限度に、契約者が相手側に対し負担した実費を支給
入通院の場合	3万円 【入通院臨時費用共済金】 を一時金として支給 (通算3日以上入院または通院もしくは両方の場合)

※契約者車両に過失があるものに限ります。

こんな時こんなお支払いをします (共済金額 300万円契約の場合)

死亡事故を起こして



- 歩行者を跳ねて死亡させた。
- 30万円(死亡臨時費用共済金)を一時金としてお支払いし、残り270万円を限度として、契約者が負担した実費をお支払い。

追突事故を起こして



- 相手2名(運転者と同乗者)がそれぞれ10日入院した。
- 自分の車両に30,000円以上の損害があった。
- (相手側)4,500円×10日×2名=90,000円
- (車両事故共済金)30,000円
- ①30,000円(車両事故共済金)は定額でお支払い。
- ②30,000円(臨時費用共済金)の一時金を超える場合は残り60,000円を限度に、契約者が負担した実費をお支払い。

自分が追突されて



- 自分と同乗者がそれぞれ20日通院した。
- 自分の車両に30,000円以上の損害があった。
- (契約者側)2,250円×20日×2名=90,000円
- (車両事故共済金)30,000円
- 計**120,000円**を契約者に定額でお支払い。

自損事故を起こして



- 自分と同乗者がそれぞれ30日入院した。
- 自分の車両に30,000円以上の損害があった。
- (契約者側)4,500円×30日×2名=270,000円
- (車両事故共済金)30,000円
- 計**300,000円**を契約者に定額でお支払い。

この制度の特色

1. 万一の自動車事故の場合、共済金は契約者であるあなたにお支払いします。
2. 運転者の年齢、性別に関係なく車種ごとに掛金は同じです。
3. 事業者の場合は、掛金はすべて損金処理ができます。
4. 共済金は、一度雑収入計上し、支出は企業の経費として支払うことができます。
5. 剰余金は、利用分量配当などで契約者に還元されます。

必要な経費は

相手が死亡した場合

香典・供花料
弁護士費用
諸費用

相手が入院した場合

お見舞いの費用として菓子・果物・生花代、交通費、諸雑費等が必要になります。